－今号の目次－

◆ 「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」が発出される

（厚生労働省） 1

◆ 「令和2年度 社会・援護局関係主幹課長会議」の説明動画・資料が公開される（厚生労働省） 4

◆ 教育・保育施設長専門講座プログラム（3）申込受付中（全国保育協議会）

（1）～（3）いずれのプログラムからでも受講を開始できます 6

**◆「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」が発出される（厚生労働省）**

令和3年3月19日、厚生労働省は「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」を発出しました。詳細は別添の資料1をご参照ください。

本ニュースNo.20-38（2021年3月12日号）にて既報の全国児童福祉主管課長会議において標記通知案が示されていましたが、今般通知が発出されました。通知案からの変更はありません。ご参考として、全国児童福祉主管課長会議の資料から、説明を抜粋して下記に掲載します。

なお、本通知による短時間勤務の保育士に関する取扱いについては、「保育所等に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置」とされ、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限るとされています。

また、当該市町村の判断にあたり、①市町村と「管内の保育関係者と認識の共有を図る」こと、②市町村は「当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること」とされています。

|  |
| --- |
| （全国児童福祉主管課長会議　説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.3から抜粋）（５）短時間勤務の保育士の活用について　（関連資料７参照）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）で規定されている定数上の保育士の取扱いについては、常勤の保育士をもって確保することが原則であることをお示ししてきたが、新子育て安心プランを施行するに当たり、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理し、今後、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」としてお示しする予定である。同通知では、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、各組・各グループに1名以上の常勤の保育士を充てるべきとしているところ、短時間勤務の保育士2名をもって対応しても差し支えないこととする特例をお示している。同通知は、令和3年4月1日から適用することとしているところ、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、同通知の内容について十分御了知の上、適切な運用が図られるよう、管内の市町村及び関係者に対して広く周知をお願いしたい。（同　説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.62から抜粋）資料7保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについての通知案（概要）１．基本的考え方本通知は、保育士の定数は常勤の保育士であることが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理したもの。２．対象となる市町村令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、子どもを受け入れることができないためであると判断している市町村。※ 当該市町村においては、上記の判断に当たり、管内の保育関係者と認識の共有を図ることを求める。３．対象となる保育所等空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であるため、子どもを受け入れることができないなど、市町村がやむを得ないと認める保育所等。※ 当該市町村においては、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準で募集していないか、広く求人活動を一定期間行っているかを確認すること等により適切に募集が行われていることを確認することを求める。４．実施内容対象となる保育所等は、子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。）を充てても差し支えないものとする。なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記の取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。※ 通常の取扱いとしては、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることを条件に、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとしている。※ 「短時間勤務の保育士」の定義は、既存の公定価格FAQとの整合性を図る観点から、「各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士」を含む旨を明確化。５．留意すべき事項(１)　保育所等の長は、職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び保育士の資質向上の努力義務があることに鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。※ 上記４．の留意点として、担当する短時間勤務の保育士間で引継ぎを適切に行うための時間を確保すること、同一の組・グループに対し日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと、一部の常勤職員に業務の負担が偏ることがないよう業務マネジメントを行うことなどを記載。(２)　労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。(３)　児童福祉法の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。(４)　各都道府県知事及び各市町村の長は、上記４．の取扱いに関し、常勤の保育士を確保するための取組状況、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性の確認等により適切な運用がなされているかを指導監査において確認すること。常勤の保育士を確保するための取組状況については、当該状況の確認を行っている市町村と情報共有を行うこと。(５)　過去3年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、上記４．の取扱いの適用を認めないこととすること。 |

**◆「令和2年度 社会・援護局関係主幹課長会議」の説明動画・資料が公開される（厚生労働省）**

厚生労働省は、標記会議の説明動画・資料をホームページに公開しました。

社会福祉法人に関連する項目として、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正のポイント、社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、「地域における公益的な取組」の推進についてなどが示されています。

主な資料を下記に抜粋しますのでご確認ください。

説明動画・資料等は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

■厚生労働省トップページ > テーマ別に探す > 福祉・介護 > 令和2年度 社会・援護局関係主管課長会議資料

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17332.html>

|  |
| --- |
| （「令和2年度 社会・援護局関係主管課長会議資料」資料5：福祉基盤課から全保協事務局抜粋）（P.4から抜粋）（P.8から抜粋）（P.16から抜粋）（５）「地域における公益的な取組」の推進について「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基発0123第1号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているところである。また、平成30年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」（地域における公益的な取組に関する委員会）において、好事例等を掲載した報告書が公表されているところである。各都道府県等におかれては、本通知の趣旨や本報告書を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。また、「地域における公益的な取組」を実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されるため、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導されたい。 |

**◆教育・保育施設長専門講座プログラム（3）申込受付中（全国保育協議会）**

**（1）～（3）いずれのプログラムからでも受講を開始できます**

全国保育協議会では、施設長の資質向上をはかるとともに、地域に根ざした保育所・認定こども園等の展開について考えるため、教育・保育施設長専門講座を3つのプログラム構成で展開しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、プログラム（3）をオンライン配信にて開催することといたしました。

これまでの集合型のプログラムと同様のテーマ・講師陣が、オンラインにて講義を行います。収録した映像を視聴し学んでいただきます。プログラムの詳細は、下記をご参照ください。

■全国保育協議会ホームページ > 研修会・大会等案内

　<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

|  |
| --- |
| 教育・保育施設長専門講座プログラム（3）のご案内本講座は、教育・保育施設長に求められる資質・能力の向上をはかるとともに、社会の要請に応えられる現場リーダーを養成することを目的とした民間の自主的な専門研修プログラムです。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点より、動画視聴により基本的内容を習得する講義とともに、ワークや課題に取り組み、現場実践につながる内容で展開します。○受講方法・講義を録画した映像を、動画で配信いたします。・インターネット上の動画を見ることができるPCやスマートフォン、タブレット端末があれば受講することができます。動画公開期間中は、何度でも見返すことができます。○申込方法・名鉄観光サービス㈱　MICEセンター　専用サイトよりお申し込みください。令和3年4月14日（水）申込締切受講申込URL<https://www.mwt-mice.com/events/1862>○受講料・定員・会員　30,000円／非会員　35,000円・定員　150名○動画公開期間・令和3年4月30日（金）～5月14日（金） |